

富田林市職員等公益通報実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報について必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、透明で適法かつ公正な市政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者又はこれらの者であった者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員、同法第3条第3項第3号に規定する非常勤職員及び同法第22条第5項に規定する臨時職員

イ 市が資本金、出資金その他これに準じるものの2分の1以上を出資し、又は市と密接な関係にあると認められる法人で市長が指定するものの職員

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により本市の施設の管理業務に従事する者

エ その他市に対し公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する労務を提供する者

(2) 公益通報 職員等が、次に掲げる事実が生じ、又は生じようとしていると思料するときに、不正防止のために公益通報相談員に対して行う内部通報をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

ア 市政運営上の法令（条例、規則等を含む。）違反

イ 人の生命、身体、財産又は生活環境に重大な損害を与える行為（不作為を含む。）

(3) 通報者 公益通報をした職員等をいう。

(4) 公益通報相談員 次に掲げる者をいう。

ア 庁内相談員 総務部総務課長（総務課に関する事案の場合にあつては、総務部長）

イ 庁外相談員 弁護士資格を有する者で市長が指定するもの

(公益通報)

第3条 職員等は、公益通報をすることができる。

2 職員等が公益通報をする場合は、原則として実名により誠実に行うものとし、この制度を濫用してはならない。この場合において、匿名により公益通

報をする場合には、その事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示さなければならない。

(公益通報相談員)

第4条 市長は、公益通報の受付、相談等を共同して処理する窓口として、公益通報相談員を置く。

2 公益通報相談員は、公益通報の通報先となるとともに、公益通報に関する相談に応じるものとする。

(公益通報の手續)

第5条 通報者は、原則として職員等による公益通報書(別記様式)に通報対象事実等を記載し、公益通報相談員に提出するものとする。

2 公益通報相談員は、前項の提出を受けたときは、当該通報者の氏名、連絡先その他通報者が特定できる情報を秘匿して、市長に当該通報内容を報告しなければならない。

(公益通報の処理)

第6条 市長は、前条の通報について、当該通報を受理したときは、通報者に対し、その旨を遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、当該公益通報の内容が、違法又は不当であることが明らかであるときは、これを受理しないことができる。この場合において、通報者に対し、その旨を遅滞なく通知するものとする。

(調査の実施)

第7条 市長は、公益通報を受理すると決定したときは、速やかに調査を開始しなければならない。

2 前項の調査は、総務部総務課が行うものとする。

3 調査の実施に当たっては、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

4 調査は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ行わなければならない。

5 市長は、調査及びこれに基づく審査(以下「審査等」という。)の結果、公益通報の内容に関し違法又は不当な行為があると認めたときは、その理由を明らかにして、是正措置を講じなければならない。

6 市長は、調査の結果を通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(是正措置等)

第8条 市長及び任命権者(以下「市長等」という。)は、審査等の内容を精査した上で、是正措置及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じなければならない。この場合において、必要と認めるときは、関係者の処分を行うものとする。

2 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、遅滞なくその内

容を通報者に通知しなければならない。

(通報者への通知等の方法)

第9条 この要綱の規定による通報者への通知は、当該公益通報を受けた公益通報相談員を経由して行うものとする。

2 前項の規定による通知に係る書類への通報者名の記入は、当該公益通報相談員が記入するものとする。

(秘密の保持)

第10条 公益通報相談員、調査員その他公益通報の処理に関わる職員等は、当該公益通報の処理に際して知り得た情報その他の秘密を漏えいし、又は個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市長等の責務等)

第11条 市長等は、通報者に対して公益通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 市長等は、通報者が前項の不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その改善又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長等は、通報者を保護するため、通報者が特定されるおそれのある情報を公開してはならない。

4 市長等は、通報者が公益通報に係る事実に関与した者であるときは、当該事実に基づき関係者の懲戒等の処分を行う場合において、当該通報者の処分を軽減することができる。

5 市長等は、公益通報に係る事実がないことが判明した場合に、当該公益通報により名誉を害された者があると認めるときは、その名誉を回復するため適切な措置を講ずるものとする。

(職員等の協力)

第12条 職員等は、公益通報に係る事実の調査のため公益通報相談員から求められたときには、協力をしなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年富田林市要綱第51号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。